

運送約款

2017年 4月 1日

株式会社ロジクエスト

第1章 総則

[適用範囲]

- 第1条 この運送約款は、当社が提供する運送業務の他、これに附帯して当社が引受ける品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品その他運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」といいます。）にも、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、適用されます。
- 2 この運送約款に定めのない事項については、法令、又は一般の慣習によります。
- 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、法令に違反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

第2章 運送の引受け

[受付日時]

- 第2条 当社は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

[引越運送における見積り]

- 第3条 当社は、引越運送を引受けるに当たっては、貨物の運送及び附帯業務に要する運賃及び料金について、引受前に試算（以下「見積り」といいます。）を行います。
- 2 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を荷送人に発行します。
- 一 荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 二 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 三 貨物の受取日時及び引渡日
 - 四 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
 - 五 運賃及び料金の合計額、内訳及び支払方法
 - 六 解約手数料の額
 - 七 当社の問い合わせ窓口電話番号
 - 八 荷送人及び荷受人並びに当社が行う作業内容
 - 九 その他見積りに関し必要な事項
- 3 前項第5号の記載については、第3号及び第4号の事項並びに積込み又は取卸し作業等に応じて運賃及び料金の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。
- 4 見積料は請求しません。ただし、発送地又は到達地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することができます。この場合には、見積りを行う前

にその金額を荷送人に通知し、了解を得ることとします。

- 5 当社は、見積りの際に内金、手付金等（前項ただし書の規定による下見に要した費用を除きます。）を請求しません。
- 6 当社は、見積書に記載した貨物の受取日の二日前までに、荷送人に対し、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

[送り状]

第4条 荷送人は、貨物の運送を依頼する時に、次の事項を記載した当社の指定する書式の送り状を提出しなければなりません。この場合において、各号の事項は荷送人による申告又は確認に基づいて当社が記載するものとします。なお、必要に応じて記載しない場合があります。

- 一 荷送人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号
- 二 荷受人の氏名又は名称並びに配達先及び電話番号
- 三 貨物の品名及び個数
- 四 運送上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等貨物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）
- 五 運送サービスの種別
- 六 貨物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称
- 七 貨物の受取日時
- 八 貨物引渡予定日（特定の日時に荷受人が使用する貨物の運送を当社が引き受けたときは、その使用目的及び貨物引渡日（引渡時間帯）を記載します。）
- 九 貨物が本運送約款第7条から第10条に該当する場合にはその旨（本運送約款第8条に定める高価品については、貨物の種類及び価額）
- 十 重量および容積の区分
- 十一 運賃その他運送に関する費用の額
- 十二 送り状単位の責任限度額（なお、記載のない場合には100万円とします。）
- 十三 品代金の取立てを委託するときは、その旨
- 十四 その他貨物の運送に関し必要な事項

[貨物の内容の確認]

第5条 荷送人は、荷物を引き渡す時に、本運送約款第7条から第10条に掲げる荷物等、運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告しなければならない。

- 2 当社は、送り状に記載された貨物の品名又は運送上の特段の注意事項に疑問があるときは、荷送人の同意を得た上で、荷送人又は第三者の立会いの下貨物を点検することができます。
- 3 当社は、前項の規定により点検した場合において、貨物の品名又は運送上の特段の

注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、これによって生じた損害を賠償します。

- 4 第2項の規定により点検した場合において、貨物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

[引受拒絶]

第6条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することができません。

- 一 運送の依頼がこの運送約款によらないものであるとき
 - 二 荷送人が送り状に必要な事項を記載しないとき、又は前条第2項の規定による点検の同意を与えないとき
 - 三 荷造りが運送に適さないとき、又は運送に適する設備がないとき
 - 四 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき
 - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
 - 六 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき
 - ア 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団に該当する者があると認められるとき
 - エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者（荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと本店が判断する者を含みます。）であると認められるとき
 - 七 営業上の理由により当社が引受けを拒絶するのが望ましいと判断したとき
 - 八 天災その他やむを得ない事由があるとき
- 2 荷送人は、前項各号に該当する事実を知り、又は知りうべきときには、運送の依頼にあたって、当社に対して、前項各号に該当する事実を告知すべきものとする。
- 3 当社は、運送を引き受けた後に前項各号に該当することを知ったため、運送を行わないこととする場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知した上で、荷送人に返送します。
- 4 前項による返送が、告知すべき事項の不告知等の荷送人の責めに帰すべき事由に

よる場合には、返送に要した費用は、荷送人の負担とします。

[引受制限貨物]

第7条 当社は、次の各号に掲げる貨物を拒絶する場合があります。

- 一 貴重品
 - ア 運送に対する申告価額が一キログラム当り千米ドル又は相当額以上の品目
 - イ 金、白金その他の貴金属及びその製品(金又は白金のメッキ製品を除きます。)
 - ウ 紙幣、硬貨、有価証券、旅行者用小切手、切手、使用可能な状態の銀行カード又はクレジットカード
 - エ ダイヤモンド(工業用ダイヤモンドを含みます。)、ルビー、エメラルド、サファイア、オパール、真珠(養殖真珠を含みます。)及びこれらからなる宝飾品
 - オ 金、銀又は白金からなる宝飾品
 - カ その他の高価品
- 二 生きた動物(魚類を含みます。)
- 三 遺体及び遺骨
- 四 危険品
 - ア 火薬類
 - イ ガス
 - ウ 引火性液体
 - エ 可燃性固体、自然発火性物質、水との接触により引火性気体を発生する物質
 - オ 酸化性物質、有機過酸化物
 - カ 毒物、病毒を移しやすい物質
 - キ 放射性物質
 - ク 腐食性物質
 - ケ その他の有害物件
 - コ その他、航空法等の法律により輸送が禁止されている物件
 - サ ア～コの物件が付着した物件
- 五 前号の他、航空法その他の法令又は官公署の命令、規制若しくは要求によって輸送を禁止若しくは、制限されたもの
- 六 包装、荷造の不完全なもの、破損しやすいもの、腐敗し、又は変質しやすいもの、臭気を発するもの、その他他に迷惑を及ぼすと当社が認めたもの
- 八 人若しくは、搭載物件又は航空機等に害を及ぼすと当社が認めたもの
- 九 送り状の記載事項に関する申告を虚偽と当社が認めたもの
- 十 信書又は法令上信書と定義された通信手段
- 十一 貨物の申告価格が1個あたり100万円を超えるもの
- 十二 その他保安上当社が不相当と認めたもの

[高価品]

第8条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

- 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債権、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
 - 二 美術品及び骨董品
 - 三 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除きます。）
- 2 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。

[動物等の特殊管理物品の運送の特則]

第9条 当社は、動物その他特殊な管理を要する貨物を原則として引き受けません。

- 2 前項に掲げる貨物の運送を依頼する場合には、荷送人は、当社に対して、当該貨物について、あらかじめ前項に該当する事実を具体的に申告しなければなりません。
- 3 当社が、荷送人の申出により第1項に掲げる貨物の運送を引き受ける場合には、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
 - 一 当社において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。
 - 二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

[危険品の運送の特則]

第10条 当社は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物を原則として引き受けません。

- 2 前項に掲げる貨物の運送を依頼する場合には、荷送人は、当社に対して、当該貨物について、あらかじめ前項に該当する事実を具体的に申告し、かつ、それらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記しなければなりません。

[荷造り]

第11条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

- 2 当社は、貨物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。
- 3 前二項の規定にかかわらず、当社は荷送人からの申込みに応じて、荷送人の費用負担により必要な荷造りを行います。
- 4 当社は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認

め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

[積込み又は取卸し]

第12条 貨物の積込み又は取卸しは、当社の責任においてこれを行います。

- 2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

[外装表示]

第13条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。

ただし、当社が必要ないと認めた事項については、この限りではありません。

- 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
 - 二 品名
 - 三 個数
 - 四 その他運送の取扱いに必要な事項
- 2 荷送人は、当社が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

[利用運送]

第14条 当社は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第3章 貨物の引渡し

[貨物の引渡し]

第15条 当社は、荷送人と当社とが合意した貨物引渡予定日時までに貨物を引渡します。

ただし、交通事情等により、貨物引渡予定日時を超過して引き渡すことがあります。

- 2 荷受人が貨物引渡予定日に荷受人に不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷送人に対し、荷受人に代わって貨物を受け取る者（以下「代理受取人」といいます。）の氏名及び連絡先の申告を求めます。

[荷受人以外の者に対する引渡し]

第16条 当社は、代理受取人及び次の各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

- 一 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者

二 配達先が前号以外の場合 その管理者、従業員又はこれに準ずる者

[留置権の行使]

第 17 条 当社は、貨物に関し受け取るべき運賃等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

- 2 商人である荷送人が、その営業のために当社と締結した運送契約について、運賃等を所定期日までに支払わなかったときは、当社は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当社が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

[指図の催告]

第 18 条 当社は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図すべきことを催告します。

- 2 当社は、次の場合には、遅滞なく、荷受人に対してその貨物の受取を催告することができ、かかる催告を経ずに又はかかる催告の後若しくはかかる催告と同時に、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をします。
 - 一 貨物の引渡しについて争いがあるとき。
 - 二 荷受人が、貨物の受取を怠り、若しくは拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができないとき。
- 3 前二項に規定する指図の催告及び指図に従って行った処分に要した費用は荷送人の負担とします。

[引渡しができない貨物の処分]

第 19 条 当社は、相当の期間内に前条第 1 項又は第 2 項に規定する指図の催告に対して荷送人による指図がないときは、指図を催告した日から 1 か月経過した日まで貨物を保管した後、売却その他の処分をすることができます。ただし、貨物の変質又は腐敗しやすいものである場合であって、かかる手続きをとるとまがないときは、直ちに公正な第三者を立ち会わせての貨物の売却その他の処分をすることができます。

- 2 当社は、前項の規定により貨物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対して通知します。
- 3 当社は、第 1 項の規定により貨物を処分したときは、その代金を指図の請求並びに貨物の保管及び処分に要した費用に充当し、不足があるときは荷送人にその支払を請求し、余剰があるときはこれを荷送人に返還します。

第 4 章 指図

[指図]

第20条 荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

- 2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に貨物を引き渡したときに消滅します。
- 3 第1項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

[指図に応じない場合]

第21条 当社は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

- 2 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第5章 事故

[事故の際の措置]

第22条 当社は、貨物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

- 2 当社は、貨物に著しい毀損を発見したとき、又は貨物の引渡しに貨物引渡予定日より遅延する（以下「延着」といいます。）と判断したときであってその程度が著しいと予測される場合には、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図を求めます。
- 3 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その貨物の運送の中止、返送その他の当社が適切と判断する処分をします。
- 4 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 5 第2項に規定する当社の求めに応じて荷送人の指図がなされた場合であっても、当社は、運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 6 当社は、前項の規定により荷送人の指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 7 第2項に規定する当社の求めに応じてなされた荷送人の指図に従って行った処分又は第3項の規定による処分に要した費用は、貨物の毀損又は延着が荷送人の責任による事由又は貨物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他のときは当社の負担とします。

[危険品等の処分]

第 23 条 当社は、貨物が危険品等他の貨物に損害を及ぼすおそれのあるものであることを運送の途上で知ったときは、貨物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

- 2 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
- 3 当社は、第 1 項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

[事故証明書の発行]

第 24 条 当社は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、貨物引渡予定日から 1 月以内に限り、事故証明書を発行します。

- 2 当社は、貨物の一部滅失若しくは毀損又は延着に関し証明の請求があったときは、貨物を引き渡した日から 14 日以内に限り、事故証明書を発行します。

第 6 章 運賃及び料金

[運賃及び料金]

第 25 条 当社は、貨物を受け取るときまでに、又は当社が別途定める日までに、引き受けた貨物の運送に対して、当社が別に定める運賃及び料金並びに附帯業務の料金（以下「運賃等」と総称します。）を収受します。

- 2 当社は前項の規定にかかわらず、運賃等を、貨物を引き渡す時に荷受人から収受することを認めることがあります。
- 3 運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 4 当社は、本運送約款に定める場合を除き、収受した運賃等の返還はいたしません。

[車両留置料]

第 26 条 当社は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により留置された時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を含みます。）に応じて、当社が別に定める車両留置料を収受します。

[延滞料]

第 27 条 当社は、荷送人又は荷受人が運賃等の支払いを遅滞したときには、運賃等の支払を受けた日までの期間に対し、年利 14.5 パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

[運賃等の払戻し等]

第 28 条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、貨物の滅失、著しい毀損又は延着（本運送約款第 15 条第 2 項の場合に限ります。）が生じたときは、收受した運賃等を払い戻します。この場合において、当社が未だ運賃等を收受していないときは、これを請求しません。

2 当社は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を收受します。

3 当社は、本運送約款第 20 条及び第 22 条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送及び附帯業務の割合に応じて、運賃等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときには、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

[中止手数料]

第 29 条 当社は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるものを除いて、第 20 条第 3 項の費用とは別途、運賃等の額を上限として中止手数料を頂くことがあります。中止手数料の額は、別途個別の見積書において明示する場合を除き以下の金額とします。

- ① 軽四輪便 3000 円
- ② バイク便 1000 円

第 7 章 責任

[責任の始期]

第 30 条 貨物の滅失又は毀損についての当社の責任は、貨物を荷送人から受け取ったときに始まります。

[責任と挙証]

第 31 条 当社は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について損害賠償の責任を負います。

[特殊な管理を要する貨物の運送の責任]

第 32 条 当社は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、本運送約款第 9 条第 3 項第 2 号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

[送り状等の記載等の責任]

第 33 条 当社は、荷送人による送り状、外装表示等の記載又は荷送人の申告に基づいて当社が行った送り状、外装表示、運送受託書等の記載（品名、品質、重量、容積又は価額等を含むがこれらに限られない）が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

2 本運送約款第 7 条から第 10 条に該当する貨物について、送り状に記載がなく、当社がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当社は、貨物の滅失、毀損又は延着について、損害賠償の責任を負いません。なお、荷送人への貨物の返却を含む、運送に要した費用は荷送人の負担とします。

3 前二項の場合において、当社が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

[免責]

第 34 条 当社は、次の事由を含む不可抗力による貨物の滅失、き損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 予見できない異常な交通障害
- 六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 八 荷送人又は荷受人の故意又は過失

[高価品に対する特則]

第 35 条 高価品については、荷送人が運送の依頼をするに当たり、その種類及び価額を明告しなければ、当社は損害賠償の責任を負いません。

[責任の特別消滅事由]

第 36 条 当社の貨物の一部滅失又はき損についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできないき損又は一部滅失があった場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当社に対して通知したときには、この限りではありません。

2 前項の規定は、当社に悪意があった場合には、これを適用しません。

[損害賠償の額]

第 37 条 当社は、貨物の滅失による損害については、100 万円（以下「限度額」といいます。）を上限として損害賠償するものとし、荷送人、荷受人、その他の第三者に生じた民法 416 条 2 項に定める特別損害については、損害賠償の責任を負わないものとします。但し、当社が、故意又は重過失により荷送人、荷受人、その他の第三者に損害を与えた場合には、その限りではありません。

2 当社は、貨物の毀損による損害については、貨物の価格を基準として毀損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。

3 当社は、貨物の延着による損害については、次のとおり賠償します。

一 第 15 条第 1 項の場合 交通事情等の特段の事由による場合を除き、貨物の引き渡しに貨物引渡予定日時までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を運賃等の範囲内で賠償します。

二 第 15 条第 2 項の場合 その貨物をその特定の日に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。

4 貨物の滅失又は毀損による損害及び延着による損害が同時に生じた時は、当社は、前三項の規定による損害賠償額の合計額を限度額の範囲内で賠償します。

5 前四項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって貨物の滅失、毀損又は延着が生じたときは、当社はそれにより生じた一切の損害を賠償します。

[時効]

第 38 条 当社の責任は、荷受人が貨物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2 前項の期間は、貨物が滅失した場合においては、貨物引渡予定日からこれを起算します。

3 前二項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。

[利用運送の際の責任]

第 39 条 当社が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当社が負います。

[セキュリティ便の責任]

第 40 条 セキュリティ便においても、本運送約款が適用されるものとし、貨物に秘密情報（営業機密や個人情報、特定個人情報等）が含まれており、当社の責任により荷送人又は第三者に損害が生じた場合においても、当社の責任は、本運送約款に基づく当社の責任を加重

されません。

- 2 当社は、荷送人側による暗証番号の使用上の過誤又は第三者による不正使用等に起因して被った損害に対し、その損害を賠償しません。

[賠償に基づく権利取得]

第 41 条 当社が貨物の全部の価額を賠償したときは、当社は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

[荷送人の賠償責任]

第 42 条 荷送人は、貨物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。

第 8 章 附帯業務

[品代金の取立て]

第 43 条 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。

- 2 当社は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立にかかる料金の払戻しはしません。

以上